| | | |
|---|---|---|
| ［削る。］ | | |
| 四　再処理施設の事故記録 | | |
| イ　事故の発生及び復旧の日時 | | |
| ［ロ～ニ　略］ | | |
| 五　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 六　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 七　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） | ［略］ | ［略］ |
| ［削る。］ | | |
| 八　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 九　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 十　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 十一　［略］ | ［略］ | ［略］ |

［2～6　略］

7　第一項の表第二号ホ、ル及びヲ、第四号、第九号並びに第十号の記録の保存期間は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

**第八条の三**　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第十六条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| 四　保守記録 | | |
| イ　第十一条の規定による再処理施設の巡視及び点検の状況（法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名 | 毎日一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回とする。 | 一年間 |
| ロ　再処理施設の修理の状況及びその担当者の氏名 | 修理の都度 | 一年間 |
| 五　［同上］ | | |
| イ　事故の発生及び復旧の時 | | |
| ［ロ～ニ　同上］ | | |
| 六　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 七　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 八　第八条の三の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） | ［同上］ | ［同上］ |
| 九　第十六条の二の規定による再処理施設の定期的な評価の結果 | 評価の都度 | 第七項に定める期間 |
| イ　第十六条の二第一項第一号に掲げる評価の結果 | 計画策定の都度 | 第七項に定める期間 |
| ロ　第十六条の二第一項第二号に掲げる計画 | ［同上］ | ［同上］ |
| 十　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 十一　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 十二　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 十三　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

［2～6　同上］

7　第一項の表第二号ホ、ル及びヲ、第五号、第九号、第十一号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

**第八条の三**　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第九条から第十六条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。